

独立行政法人国立国語研究所における契約（一般競争・随意契約）の公表に関する取扱い  
要項

平成20年 4月 1日

（趣旨）

第1 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）における契約（一般競争・随意契約）（以下「契約」という。）の公表に関する取扱いについては、法令その他に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

（契約の公表）

第2 研究所における業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、研究所が締結した契約について、この要項の定めるところにより公表するものとする。

（公表の対象）

第3 第2に定める契約の公表（以下「公表」という。）は、研究所の支出の原因となる契約全てであって、随意契約の場合には、予定価格が下記の基準を超えるものを対象とする。

| 工事又は製造 | 財産の買い<br>入れ | 物件の借り<br>入れ | 財産の売り<br>払い | 物件の貸付 | その他役務 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|
| 250万円  | 160万円       | 80万円        | 50万円        | 30万円  | 100万円 |

（公表の時期及び方法）

第4 公表は、当該契約を締結した日の翌日から起算して72日以内の間に研究所のホームページに掲載する方法により行うものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に掲載することができるものとする。

（公表の期間）

第5 公表対象契約の公表の期間は、前項により公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までの期間とする。

（公表の内容）

第6 公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- （1）契約に係る物品又は役務等の名称及び数量
- （2）契約を締結した日
- （3）契約の相手方の氏名及び住所
- （4）契約金額
- （5）再就職の役員の数
- （6）随意契約によることとした場合の理由

附 則

- 1 この要項は、平成20年3月28日に制定、同日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要項の適用により、平成18年10月31日に制定した「独立行政法人国立国語研究所における随意契約の公表に関する取扱い要項」は廃止する。